

訪問介護自費サービス 重要事項説明書

社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会

1 訪問介護自費サービス提供を担当する事業所の概要

事業所名 安芸高田市社会福祉協議会訪問介護自費サービス事業所
事業所在地 広島県安芸高田市吉田町常友 1564 番地 2
(安芸高田市保健センター内)
電話番号 (0826) 42-2929 FAX (0826) 47-1312
相談担当者名 村 末 尚 栄
実施区域 安芸高田市全域
営業日 月曜日～日曜日
営業時間 午前 7 時 00 分～午後 22 時 00 分まで

2 サービスの内容

「介護保険サービス」では出来ないサービスに対して「自費サービス」を行います。

生活援助：買物、調理、掃除（介護保険外の簡単な掃除）

身体介護：買物の付添い、散歩の付添い、銀行・役所等の付添い、美容院・理髪店への付添い、病院への付添い ※送迎は行いません。

サービスの実施頻度は、1 回あたりの時間数や実施内容等を定めます。ただし、利用者の状態の変化等、必要に応じて変更することがあります。

※次の場合は（原則として）提供できません。

自家用車の洗車、草むしり、ペットの世話（犬の散歩など）、家具・電気器具等の移動や模様替え、大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ、室内外家屋の修理・修繕・ペンキ塗り、植木の剪定、特別な手間をかけて行う料理（おせち料理など）

3 提供する自費サービスの料金

サービス区分	30 分以上 1 時間未満	以降 30 分毎に
生活援助	1,600 円	800 円
身体介護	2,000 円	1,000 円
身体介護・生活援助	1,800 円	900 円

4 備品等の使用

サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する備品（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

利用料金、その他の費用は、1 ヶ月ごとに請求いたします。翌月 20 日までには以下のいずれの方法でお支払ください。

- お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定される家族等にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名	
	所在地及び電話番号	電話 () —
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	電話 () —

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

説明者 氏名

利用者 住所 安芸高田市

氏名

氏名 (続柄)